

宮津市公報

平成26年6月2日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市企画総務室発行

目次

告 示

85 宮津市軽自動車税納税証明書の有効期限に関する要綱	1
86 宮津市議会定例会の招集	1
87 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	1
88 宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物 処理手数料の徴収及び収納の事務の委託の解除	1
89 自治功労者の表彰	2

公 告

21 公示送達	2
22 宮津市営住宅等の入居者の公募	2
23 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況	3

教 育 委 員 会

《 告 示 》

8 宮津市教育委員会定例会の招集	4
------------------	---

選 挙 管 理 委 員 会

《 告 示 》

28 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録における被登録 資格の決定の基準となる日、登録を行う日並びに縦覧に供する期間及び場所	4
29 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧	4
30 有権者総数の50分の1の数	5
31 有権者総数の3分の1の数	5
32 有権者総数の6分の1の数	5

告 示

宮津市告示第85号

宮津市軽自動車税納税証明書の有効期限に関する要綱を次のように定める。

平成26年5月12日

宮津市長 井上正嗣

宮津市軽自動車税納税証明書の有効期限に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、軽自動車税納税証明書(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第97条の2に規定する書面をいう。以下同じ。)の有効期限について必要な事項を定めるものとする。

(有効期限)

第2条 軽自動車税納税証明書の有効期限は、当該軽自動車税の次期納期限の前日とする。ただし、口座振替により納付された軽自動車税に係る軽自動車税納税証明書の有効期限については、当該納税証明書の有効期限が属する年の5月15日まで延長することができるものとする。

(再発行)

第3条 前条ただし書の規定により有効期限を延長した軽自動車税納税証明書を紛失等した者から再発行の申請があったときは、当該納税証明書を使用しなければ継続検査申請手続に支障を来たすおそれがあると認められる場合に限り、当該納税証明書を再発行することができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成26年度以後の年度分の軽自動車税納税証明書について適用する。

* * *

宮津市告示第86号

平成26年第3回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年5月19日

宮津市長 井上正嗣

- 1 期 日 平成26年5月26日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

* * *

宮津市告示第87号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成24年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 上司自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 千賀 廣之
- 3 変更年月日 平成26年5月11日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
平成26年5月27日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第88号

平成26年4月1日付け宮津市告示第47号で告示した宮津市指定ごみ袋(燃やすごみ用袋、燃やさな

いごみ用袋)の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務の委託を、次により解除したので告示する。

平成26年5月27日

宮津市長 井上正嗣

- 1 委託を解除した者の住所及び氏名
住所 宮津市字宮村1056番地の1
氏名 ミニストップ宮津天橋立インター店 店長 糸井克美
- 2 委託を解除した期日
平成26年4月30日

* * *

宮津市告示第89号

宮津市表彰条例(昭和33年条例第2号)第1条の規定により自治功労者として次の者を表彰したので、同条例第2条の規定により告示する。

平成26年6月1日

宮津市長 井上正嗣

自治功労者	功績
石倉 忠幸	体育協会役員
上前 康視	農業委員会委員、自治会長
梅本 淳一	消防団幹部

公 告

宮津市公告第21号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成26年5月13日

宮津市長 井上正嗣

<以下揭示済>

* * *

宮津市公告第22号

宮津市営住宅等設置及び管理条例(平成9年条例第25号)第3条の規定により、次のとおり市営住宅等(その他住宅)の入居者を公募します。

平成26年5月20日

宮津市長 井上正嗣

1 公募する住宅

団地名	所在地	種別	家賃(月額)	戸数	規格
みやづ城東タウン (若者向け住宅)	宮津市字惣	B棟	39,000円	3	3DK
		C棟	42,000円	1	

2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 主たる生計者が40歳未満であること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、C棟については、義務教育が終了していない同居親族1人を含む2人以上の同居親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。ただし、契約期間満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな賃貸借契約を締結することができます。

4 申込方法

宮津市建設室建築住宅係（本館南棟3階）又は市民室市民窓口係（本館1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

(1) 期間 平成26年5月26日（月）から平成26年6月9日（月）まで

(2) 場所 宮津市建設室建築住宅係

6 選考方法

入居の申込みをした方の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽せんにより入居者を決定します。

7 入居時期 平成26年7月15日（予定）

* * *

宮津市公告第23号

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間における住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成26年5月21日

宮津市長 井上正嗣

国又は地方公共団体の機関の請求による閲覧

閲覧請求機関の名称又は閲覧者	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省 自衛隊京都地方協力本部	自衛官等の募集のため適齢者情報の収集を行う。	平成25年12月16日	平成8年4月2日から平成9年4月1日までの間に生まれた男女175人

個人又は法人の申出による閲覧

閲覧請求機関の名称及び代表者氏名 (閲覧委託者又は機関名)	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
NHK京都放送局 局長 井上利丸	「6月全国個人視聴率調査」の調査対象者を抽出する。	平成25年5月10日	須津、文珠、国分地区の明治～平成18年に生まれた男女計14人
株式会社地域社会研究所 代表取締役社長 大橋 浩 (京都府政策企画部計画推進課)	「平成25年度京都府民の意識調査」の調査対象者を抽出する。	平成25年5月28日	満20歳以上の男女計105人
株式会社かんでんCSフォーラム 取締役社長 鍵田吉成 (京都府政策企画部計画推進課)	「平成25年度京都府政に関する府民ニーズ調査」の調査対象者を抽出する。	平成25年8月1日	満20歳以上の男女計21人
NHK京都放送局 局長 河内秀則	「日本人の意識調査」の調査対象者を抽出する。	平成25年9月4日	須津、文珠、国分地区の明治～平成9年に生まれた男女計14人

NHK京都放送局 局長 河内秀則	「11月全国個人視聴率調査」の調査対象者を抽出する。	平成25年9月4日	須津、文珠、国分地区で 明治～平成18年に生まれ た男女計12人
---------------------	----------------------------	-----------	--

教育委員会

〈告示〉

宮津市教育委員会告示第8号

平成26年第7回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成26年5月23日

宮津市教育委員会

委員長 生駒 正子

- 1 日時 平成26年5月29日（木）午後1時30分
- 2 場所 宮津市立杉末会館 大会議室

選挙管理委員会

〈告示〉

宮津市選挙管理委員会告示第28号

平成26年6月22日執行予定の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日並びに縦覧に供する期間及び場所を次のように定める。

平成26年5月13日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀口 善一

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
平成26年6月14日
ただし、年齢については平成26年6月22日
- 2 登録を行う日
平成26年6月14日
- 3 縦覧に供する期間
平成26年6月15日
- 4 縦覧に供する場所
宮津市字柳縄手345番地の1
（宮津市役所内）
宮津市選挙管理委員会事務局

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成26年5月27日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀口 善一

- 1 縦覧の期間 平成26年6月3日から6月7日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1
(宮津市役所内)
宮津市選挙管理委員会事務局

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第30号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成26年6月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

3 3 4 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第31号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成26年6月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

5 , 5 6 1 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第32号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成26年6月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

2 , 7 8 1 人